

ブロック塀の撤去をお考えの方へ

阿波市危険ブロック塀等安全対策支援事業

事業内容

危険性の高いブロック塀等を撤去する所有者に対し撤去・フェンス等の設置費用の一部を補助します。

要件（すべて満たしていること）

- ・阿波市耐震改修促進計画に位置付けた避難路及び避難所に面していること
 - ・安全対策が必要と判定されたもの（職員が現地調査）
 - ・申請者はブロック塀等の所有者で、阿波市税の滞納がないこと
 - ・市内の建設業者又は解体業者が工事を請け負うこと
 - ・工事は補助金の交付決定後に行われ、令和7年2月28日（金）までに完了し報告すること
 - ・同一敷地内の対象ブロック塀は全て撤去すること
 - ・撤去後、フェンス等の設置をする場合は安全なものであること（道路からの高さが40cmを超えるブロック塀の新設は不可）
 - ・目的が同じである他の補助金等と併用をしないこと
- など

補助金額

- ①【ブロック塀撤去工事】工事費の2/3（上限6.6万円）
 - ②【フェンス等設置工事】工事費の2/3（上限26.6万円）
- ※②のみは不可

【合計】最大33.2万円

募集件数

15件程度（先着順）

【問い合わせ先】

〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1
阿波市 営繕課 （阿波市役所2階 ④番窓口）
電話：0883-36-8734
ファックス：0883-36-8763

申請の流れは裏面参照

申請の流れ

申請者

阿波市

- ① 事前相談
・調査日の決定

- ② 現地調査
・職員による調査
可能であれば立ち会いをお願いします。

補助要件を満たす場合

- ③ 業者選定・交付申請
・申請書、計画書、付近見取り図、函面、写真、見積書、
市内業者であることが確認できるもの など
※この時点ではまだ業者との契約はできません。

- ④ 交付決定通知

- ⑤ 請負契約締結・工事着手
※交付決定通知を受けてから、業者と契約をしてください。

工事完了後

- ⑥ 完了報告 ※工事完了後30日以内に報告
・報告書、補助金清算書、契約書の写し、領収書の写し、
写真、マニフェストE票の写し など

令和7年2月28日（金）
までに報告

- ⑦ 補助金額確定通知

- ⑧ 補助金請求
・請求書
※補助金の受け取りを施工業者に委任することも可能
です。（受領委任払い制度）

- ⑨ 補助金支払

詳しくは阿波市のホームページをご覧ください。